

## 平成 27 年度 私費外国人留学生奨学生募集要項

公益財団法人金子国際文化交流財団（以下「本財団」という）は、我が国の大学もしくは大学院に在学する私費外国人留学生の中から、奨学生を下記により募集する。

### 記

#### 1. 奨学生に応募できる者 **\*中国籍学生は対象外**

奨学生に応募できる者は、平成 27 年 4 月 1 日現在日本国内の大学の第 3 年次以上の大学学部もしくは大学院研究科に在学するアジアの出身の私費外国人留学生で、経済的援助を必要とし、学業成績が優秀な者とする。

（注）「私費外国人留学生」とは、日本の大学において教育を受ける目的をもって入国し、大学に入学した外国人留学生（出入国管理及び難民認定法別表第一に定める「留学」の在留資格を有する者）で日本政府から奨学金を受けていない者である。

#### 2. 奨学金

奨学金は月額 50,000 円を給付する。

#### 3. 奨学金の給付期間

奨学金の給付期間は平成 27 年 6 月から平成 28 年 3 月まで。

#### 4. 応募の手続き

（A）奨学生に応募する者は、別紙様式 1 の申請書に次の書類を添えて、大学において指定する日までに在学する大学長に提出しなければならない。

- a. 成績証明書（成績証明書がないときは様式 2 の推薦状に現況を明記）
- b. 別紙様式 2 の指導官の推薦状 **\* 現課程と前課程**
- c. 外国人登録済証明書（在留資格「留学」が明記されているもの） **\* 在留カード**

（B）（A）の申請があったときは、大学長は、奨学生として適当かどうかを書類及び面接により選考し、適当と認めた者につき別紙様式 3 による推薦状を添付して本財団に推薦する。

様式 3 は留学生課で作成

#### 5. 選考及び決定

本財団は、4. により大学長から推薦があったときは、本財団に設ける審査委員会に諮り、在学する大学長を通じて本人に通知する。

#### 6. 奨学金給付の休止、停止及び期間の短縮

- a. 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したときは、奨学金の給付を休止することがある。
- b. 奨学生の学業又は性行等の状況により、奨学生としての適性を欠くと認めたときは、奨学金の給付を停止し、又は給付期間を短縮することがある。
- c. (a) 又は (b) により、奨学金の給付を停止され、又は期間を短縮された者についてその事由が止んだと認めたときは、奨学金の給付を復活することがある。

#### 7. 支給の打ち切り

奨学生が次の a から d までのいずれかに該当すると認められた場合は奨学金の給付を打ち切ることがある。

- a. 申請書の記載事項に虚偽が発見されたとき。
- b. 大学において懲戒処分を受け又は成業の見込みがないと判断されたとき。
- c. 留学又は退学したとき。
- d. その他奨学生としての資格を失ったとき。

#### 8. 転学

奨学生が転学したときは、特別の事情があると認められる場合を除き、奨学金の給付を辞退したものとみなす。

#### 9. 返納

奨学金の給付後において、6. の (a)、(b) 又は 7. の事由が生じていたことが判明した場合には、すでに交付した奨学金の全部又は一部を返納させることがある。

#### 10. 報告書の提出

奨学生は本財団から照会があったときは、学習の状況について報告しなければならない。

#### 11. 注意事項

月額 40,000 円以上の他の奨学金等を受けている者については採用しない。

#### 12. 提出先：情報科学研究科教務係

提出期限：2015 年 4 月 23 日（木）厳守